

株主の皆様へ

第63回定時株主総会招集ご通知

交付書面への記載を省略した事項

- | | |
|----------|----------------------------|
| [事業報告] | 業務の適正を確保するための
体制および運用状況 |
| [連結計算書類] | 連結株主資本等変動計算書
連結注記表 |
| [計算書類] | 株主資本等変動計算書
個別注記表 |

上記の事項につきましては、法令および当社定款第16条の定めに基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面への記載を省略しております。

株式会社アイネス

業務の適正を確保するための体制および運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月25日開催の取締役会決議により定めた「内部統制システムに関わる基本方針」に基づき、当社の内部統制システム体制等について継続的に整備するとともに毎期運用状況を確認し、必要に応じて基本方針を改定しております。2023年6月23日開催の取締役会決議により定めた現在の基本方針は以下のとおりであります。

- ① 当社グループの取締役等および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社グループの取締役、執行役員および使用人がアイネス行動規範を基本とする各社の行動規範を遵守すること、その職務執行が法令および定款に適合すること、かつ社会的責任を果たすべきことを周知徹底する。
 - b. 当社の内部監査部門による当社グループ全体の内部監査を継続的に実施し、当社グループの取締役、執行役員および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保する。
 - c. 当社グループ各社が法令および定款に適合した社内ルールを構築し、コンプライアンスに関わる教育指導を徹底することにより、当社グループの取締役、執行役員および使用人の遵法精神の向上を図る。
 - d. 当社グループ全体を対象とする内部通報制度を整備し、法令および定款に反する行為を発見した者が内部通報を容易に行なえる環境の整備改善を図る。
 - e. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断する体制を整備し、不当な要求があった場合でも毅然としてこれを拒絶する。
- ② 当社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - a. 取締役および執行役員は、職務執行上の意思決定に関わる記録および決裁文書を、文書管理規程およびその他社内規程・基準等に従い、適切に保存管理する。
 - b. 上記の記録および文書について、取締役または執行役員から要求があった場合は、迅速に閲覧に供するものとする。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 当社の取締役会および経営会議等の会議体において、取締役、執行役員および使用人から定期的または随時実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社グループの損失発生の危険を察知したときは、その責任者となる取締役または執行役員を定め、速やかに回避措置または

対策を図る。

- b. リスク統括部門を設置し当社グループの危機管理全般を統括するとともに、規程・マニュアル等の整備、教育の実施を指導する。
- c. 危機管理上の有事発生の際には、危機対策本部を設置し危機対策本部の指揮命令のもと、有事対応にあたる。

④ 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制

- a. 当社グループ全体の財務報告の信頼性を確保する内部統制システムの適正かつ適切な運営を図るため、財務報告に係るプロセスを所管するプロセスオーナーが主体となり、その維持・改善の継続を推進する。
- b. 財務報告の信頼性を確保するため、社内のモニタリングを実施するとともに、その有効性を定期的に評価する。改善が必要な事項が発見された場合、すみやかにこれの改善を図る。

⑤ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- a. 当社グループ全体の中期経営計画を定め、中期的経営目標を明らかにし、年度予算の策定により、当社の執行役員および子会社の取締役の業績目標と評価基準を明確にするとともに、これに基づき業績管理を適切に行うことで、当社グループの取締役等の職務執行が効率的に行なわれることを確保する。
- b. 経営に影響を及ぼす重要事項については、適正な意思決定を行うため、経営会議等の会議体における協議を実施する。

⑥ 子会社の取締役等の職務執行に関する事項の報告の体制

- a. 当社において毎月1回以上開催する経営会議での子会社からの報告およびその他子会社からの適宜の報告を通じて各子会社の経営状況を把握するとともに、子会社管理規程に基づき、子会社に対し必要な管理を行う。
- b. 主要な子会社には、当社の取締役、執行役員または使用人を、子会社の取締役または監査役として派遣し、その報告を通じて子会社における業務の適正を確保する。

⑦ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- a. 監査等委員会の求めに応じ、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置する。
- b. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指示に基づく職務に関して、監査等委員でない取締役の指揮命令から独立してこれを遂行する。
- c. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動および評価については、監査等委員会の同意を得て実施する。

- ⑧ 当社グループの監査等委員でない取締役等および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- a. 当社の監査等委員でない取締役、執行役員および使用人は、監査等委員会に対し、以下の事項について報告する。
- ア. 経営状況に関わる重要な事項
 - イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ウ. 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - エ. コンプライアンス上重要な事項
 - オ. 当社の内部統制システム構築に関わる活動状況
 - カ. その他、監査等委員会で定める事項
- b. 子会社における前号の事項について、子会社の取締役、監査役または使用人から当社グループの内部通報制度その他の報告等により報告を受けた当社の監査等委員でない取締役、執行役員または使用人は、等委員会にこれを報告する。
- c. 当社の監査等委員会は、その判断に基づき、当社グループの監査等委員でない取締役、執行役員および使用人から、業務の執行状況を直接聴取する。
- d. 前各号の報告を行った者は、当該報告したことを理由に、当社または子会社から不利な取扱いを受けない。
- ⑨ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- a. 監査等委員会と会計監査人は、定期的に意見交換の場を設ける。
 - b. 監査等委員会は、必要に応じて、独自に弁護士、公認会計士等を雇用し、監査業務に関する助言を得ることができる。
 - c. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、経理規程に基づく社内手続により適正に実施する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当期における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社グループの取締役等および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- すべての役員および社員等が遵守すべき規範としてコンプライアンスの基本方針と行動指針を定め、社内外のホームページに掲載し周知しております。また、コンプライアンス基本方針に準拠したコンプライアンステキストを策定し、定期的なコンプライアンス研修をeラーニング等により実施しております。

法令違反や不正行為等を早期に発見し解決していくことを目的として内部通報規程を定め、内部通報窓口を社内および社外に設置しており、通報の状況を取締役および監査等委員会に報告しております。

また、内部監査規程に基づき、内部監査部門が当社全部門および子会社を対象とした業務監査を実施し、その結果を、監査等委員会および経営会議に報告しております。

反社会的勢力からのアプローチがあった場合は、総務部門が対応する体制となっており、反社会的勢力との関係遮断については、コンプライアンス研修により役員および社員等に周知しております。

- ② 当社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会議事録、稟議書、その他の重要会議体の議事録等の記録および決裁文書は、文書管理規程に基づく担当部門が保存管理を行い、役員からの閲覧要求に迅速に対応しております。

- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会その他の重要な会議において、各部門からの重要業務の報告や業績報告に加えて、損失発生危険のある事項について報告が行われております。また、財務部門、品質管理部門およびその他関係部門が連携して損失発生危険のあるプロジェクトの発見に努め、適切な対応策を講じております。子会社の損失発生危険については、財務部門が子会社からの報告会や月次報告等により把握しております。

また、リスク管理部門において、リスク管理に係る規程・マニュアルの整備、当社グループの網羅的なリスク把握、リスク発生時の対応策の検討、役員および社員等に対する教育活動等が実施されております。

さらに、緊急時の対応手順および緊急連絡網を整備し、当社グループ共有のホームページへの掲載等により当社グループの役員および社員等に周知しております。

- ④ 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制については、内部統制基本方針および内部統制基本規程に基づき、財務報告に係るプロセスを所管するプロセスオーナーが年間計画に基づき活動しております。また、監査部門が内部統制の整備運用状況をモニタリングし、その有効性を評価し、不備があればこれを是正しております。

また、監査部門による内部統制の運用状況の評価は、当社会計監査人のレビューを受けた後、経営会議および監査等委員会に報告されております。

- ⑤ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

中期経営計画およびその見直しの結果を踏まえ策定される年度計画と予算に基づき、執行役員の業績目標の設定と評価が行われております。取締役会および経営会議等においては、業務執行報告が行われ、経営に影響を及ぼす重要事項が審議されております。

- ⑥ 子会社の取締役等の職務執行に関する事項の報告の体制

グループ会社管理規程に基づき子会社管理を実施しており、当社において毎月1回以上開催する経営会議での子会社からの報告および子会社に派遣した役員等からの報告を通じて、子会社の経営状況を把握しております。また、子会社の経営状況は、四半期毎に子会社を管轄する取締役から取締役会に報告されております。

- ⑦ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査部門の社員より任命され、監査等委員会の指示に基づき職務を執行しており、監査等委員でない取締役の指揮命令を受けないこととしております。

また、当該使用人の人事考課や異動等については、監査等委員会の同意を得て行っております。

- ⑧ 当社グループの監査等委員でない取締役等および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員は、取締役会への出席、および経営会議その他会議等への常勤監査等委員の出席を通じて、当社の経営状況、重要リスクの発生状況、内部統制システムの整備運用状況等を確認しております。また、監査等委員会その他の会議体における監査等委員でない取締役および使用人からの報告を通じて組織の運営状況および子会社の業務執行状況等を確認しております。

さらに、グループ全社を対象とした内部通報制度においては、内部通報の発生の都度、社長、内部通報を管轄する取締役、および監査等委員会に報告があり、監査等委員全員が出席する取締役会で通報の状況を報告しております。なお、通報を行った者に対して不利益な取扱いを行わないことを社内規程等に定めております。

- ⑨ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、監査等委員会およびその他の会合において、会計監査人より、監査計画、四半期決算レビュー報告、期末監査結果報告、内部統制監査状況等の報告を受けるなど、十分な意見交換を行っております。

また、監査等委員は、役員懇談会等を活用し監査等委員でない社外取締

役とも意見交換を行い、連携を図っております。

さらに、年度予算には、監査等委員会の職務執行に必要と見込まれる経費を織り込んで策定しており、監査等委員会が独自に弁護士等の専門家からの助言を得ることができる体制を整備しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2024年4月1日残高	15,000	10,099	12,438	△ 140	37,398
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△ 1,040		△ 1,040
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,436		2,436
自 己 株 式 の 取 得				△ 2	△ 2
自 己 株 式 の 処 分		2		21	24
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	2	1,396	19	1,417
2025年3月31日残高	15,000	10,102	13,835	△ 120	38,816

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2024年4月1日残高	54	336	391	37,790
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△ 1,040
親会社株主に帰属する 当期純利益				2,436
自 己 株 式 の 取 得				△ 2
自 己 株 式 の 処 分				24
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	98	△ 114	△ 15	△ 15
連結会計年度中の変動額合計	98	△ 114	△ 15	1,402
2025年3月31日残高	153	222	375	39,192

[連結注記表]

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社は㈱アイネス総合研究所、㈱アイネスリレーションズ、㈱アイネステクノロジーズ、㈱アイネス総合サービスの4社であります。

また、前連結会計年度まで連結の範囲から除外していた愛寧寿情報システム（香港）有限公司は、当連結会計年度において清算終了しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

また、前連結会計年度まで持分法の適用範囲から除外していた愛寧寿情報システム（香港）有限公司は、当連結会計年度において清算終了しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②棚卸資産

仕掛品……………個別法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品……………個別法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

- ・建物及び構築物……………定額法
- ・工具、器具及び備品……………定率法

（ただし特定の契約に基づく専用設備は定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	5～24年
工具、器具及び備品	3～15年

②無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア……………社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- ・市場販売目的のソフトウェア

……………見込販売本数に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額
見込有効期間は3年以内であります。

- ・その他の無形固定資産……………定額法

③リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④少額減価償却資産……………取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却

⑤長期前払費用……………定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②受注損失引当金……………受注制作のソフトウェア開発のうち、将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、発生が見込まれる損失額を計上しております。

③賞与引当金……………従業員の賞与の支出に備えるため、翌連結会計年度の賞与支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分の金額（実際支給見込基準）を計上しております。

④役員賞与引当金……………役員賞与の支出に備えるため、翌連結会計年度の役員賞与支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分の金額を計上しております。

⑤役員退職慰労引当金……………役員及び執行役員等の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①退職給付に係る負債の計上基準

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

②重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

a. 受注制作のソフトウェア開発

受注制作のソフトウェア開発では、主に公共分野や民間分野での受注制作によるソフトウェアの開発、提供を行っております。

履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合は、その進捗を発生したコストに基づくインプット法（原価比例法）により見積り、収益を認識しております。また、進捗度を合理的に見積ることができないが、履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

b. サービスの提供

サービスの提供では、主に公共分野での運用処理、システム保守、民間分野での準委任契約等によるシステム開発、運用処理等を行っております。

サービスの提供の内、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するサービスでは、契約に基づきサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務提供期間にわたり顧客との契約において約束された金額を契約に基づき按分して収益を認識しております。

また、サービスの時間、期間、処理量等に基づき現在までに履行が完了した部分の対価を顧客から受け取る権利を有している場合には、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

c. 情報機器等販売

情報機器等販売では、主に公共分野や民間分野での情報機器販売、ソフトウェア販売等を行っております。

情報機器等販売では、製品を顧客へ引き渡し後、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

会計上の見積りに関する注記

受注制作のソフトウェア開発の原価総額の見積り

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高のうち、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合に、その進捗を発生したコストに基づくインプット法（原価比例法）により見積って収益を認識した金額

4,961百万円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

当社は受注制作のソフトウェア開発について、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合に、その進捗を発生したコストに基づくインプット法（原価比例法）により見積って収益を認識しております。

当該進捗度は決算日までに発生した原価が、原価総額に占める割合により算出しております。

この会計処理にあたり、受注制作のソフトウェア開発の原価総額の見積りを行っていますが、受注制作のソフトウェア開発に係る原価総額は、主として開発工数と工数単価により見積もられる労務費及び外注費等によって構成されており、原価総額の算出に用いた主要な仮定は開発工数になります。

開発工数は、契約ごとに契約内容、要求仕様、ステップ数、新規技術要素の有無、過去の類似契約における発生原価実績などのさまざまな情報に基づいて算定しています。

受注制作のソフトウェア開発は、仕様や作業内容が顧客の要求に基づいて定められており、契約ごとの個別性が強く、また比較的長期にわたる契約が多いことから、契約時に予見できなかった仕様変更や不具合の発生等による作業工程の遅れ等による原価の変動や、新規技術に起因して当初想定していない事象が発生することによる原価の変動など、開発途中での環境変化によって、見積原価総額が変動することがあります。

見積原価総額が大幅に変動した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、上述のインプット法（原価比例法）により見積った収益認識に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

3,616百万円

2. 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

売掛金

10,211百万円

契約資産

5,262百万円

3. 前受金のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

契約負債

136百万円

連結損益計算書に関する注記

（顧客との契約から生じる収益）

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「収益認識に関する注記 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載のとおりであります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式 普通株式	20,900,000	—	—	20,900,000
合計	20,900,000	—	—	20,900,000
自己株式 普通株式(注) 1, 2	96,727	18,092	15,132	99,687
合計	96,727	18,092	15,132	99,687

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加18,092株は、譲渡制限付株式の無償取得による増加16,554株及び単元未満株式の買取りによる増加1,538株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少15,132株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少15,112株及び単元未満株式の売渡しによる減少20株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	520百万円	25.00円	2024年 3月31日	2024年 6月26日
2024年10月31日 取締役会	普通株式	520百万円	25.00円	2024年 9月30日	2024年 12月5日
計		1,040百万円			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	624百万円	利益 剰余金	30.00円	2025年 3月31日	2025年 6月26日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、主に預金や流動性及び安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しましては、社内における与信管理に関する規程に沿って、リスク低減を図っております。

投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式や運用を目的とした社債等の債券及び投資信託、投資事業有限責任組合等への出資であり、定期的に時価や発行体及び組合の財務状況等を把握し、適正な価格で評価をしております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、運転資本に係る資金調達であります。

長期借入金は、本社ビル取得に係る資金調達であります。流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは各社が月次に資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券(※3) その他有価証券	11,762	11,762	—
資産計	11,762	11,762	—
長期借入金(※4)	4,583	4,583	—
負債計	4,583	4,583	—

(※1)「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」については、現金であること、及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に従い記載しておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は50百万円であります。

(※3)市場価格のない株式等は「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
出資金	0
その他有価証券 非上場株式	22

(※4)1年内返済予定の長期借入金も含めております。

金融債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額並びに借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	8,205	—	—	—
売掛金(注)	10,197	—	—	—
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの 社債	100	2,300	1,400	2,100
合計	18,503	2,300	1,400	2,100

(注)売掛金については、一般貸倒引当金を控除しております。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	3,000	—	—	—	—	—
長期借入金	833	833	2,916	—	—	—
合計	3,833	833	2,916	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	716	—	—	716
社債	—	7,781	—	7,781
その他	—	3,265	—	3,265
資産計	716	11,046	—	11,762
長期借入金	—	4,583	—	4,583
負債計	—	4,583	—	4,583

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

その他に含まれる投資信託の時価は、市場における取引価格が存在しないことから基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は変動金利の借入であり、短期間で市場金利を反映しております。時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられることから当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。また、1年以内に期限の到来する金額を含めております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	業種別売上区分		合計
	公共	民間	
顧客との契約から生じる収益	19,873	20,689	40,563
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	19,873	20,689	40,563

各業種別売上区分に含まれる顧客は、公共は主に自治体、民間では主に保険会社や銀行、流通、産業分野の企業です。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) 主な履行義務の内容及び当該履行義務の充足時点に関する情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ②重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(2) 重要な支払条件に関する情報

取引の対価は履行義務を充足し、当社の債権が確定した時点から概ね2ヶ月以内に支払いを受けており、対価の額に重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 履行義務への配分額の算定に関する情報

顧客との契約において約束された対価に基づいて算定した取引価格を、それぞれの履行義務へ配分し、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

一つの契約に受注制作のソフトウェア開発、情報機器等販売など複数の財又はサービスが含まれる取引については、契約に含まれる履行義務をそれぞれ識別しております。また、それぞれの履行義務への取引価格の配分は、財又はサービスの独立販売価格の比率に基づいております。当社グループの取引は受注による個別見積のため、独立販売価格を直接観測できず、財又はサービスにかかる仕入価格、工数等により見積った予想コストに利益相当額を加算するアプローチに基づき、独立販売価格を見積っています。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	10,422
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	10,211
契約資産(期首残高)	1,433
契約資産(期末残高)	5,262
契約負債(期首残高)	129
契約負債(期末残高)	136

契約資産は、各報告期間の末日時点で全部または部分的に完了しているが、まだ支払に対する権利を得ていない履行義務の対価に関連するものです。契約資産は、支払に対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。当連結会計年度において、契約資産の増減は主として、年度をまたぐ受注制作のソフトウェア開発案件の増加により生じたものであります。

受注制作のソフトウェア開発では、検収受領までは履行義務の充足に応じて契約資産が増加し、検収受領時に債権となります。サービスの提供では、1ヶ月毎、半年毎等、契約で請求時期が定められており、請求時期の到来までは履行義務の充足に応じて契約資産が増加し、請求時期到来時に債権となります。情報機器等販売では、検収受領時に債権となります。

債権の支払期間は概ね2ヶ月です。なお、対価の金額に、重大な金融要素は含まれておりません。

契約負債は、顧客からの前受金に関連するものです。当連結会計年度において、契約負債の変動金額に重要性はありません。

当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、102百万円です。

また、過去に充足した履行義務から、当期に認識した収益は、140百万円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	23,333
1年超	4,535
合計	27,868

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額

1,884円21銭

1 株当たり当期純利益

117円13銭

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利益剰余金	利益剰余金 合 計
2024年4月1日残高	15,000	3,750	6,349	10,099	8,580	8,580
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当				－	△ 1,040	△ 1,040
当 期 純 利 益				－	2,833	2,833
自 己 株 式 の 取 得				－		－
自 己 株 式 の 処 分			2	2		－
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	－	2	2	1,792	1,792
2025年3月31日残高	15,000	3,750	6,352	10,102	10,373	10,373

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2024年4月1日残高	△ 140	33,540	98	98	33,639
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△ 1,040			△ 1,040
当 期 純 利 益		2,833			2,833
自 己 株 式 の 取 得	△ 2	△ 2			△ 2
自 己 株 式 の 処 分	21	24			24
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）			103	103	103
事業年度中の変動額合計	19	1,814	103	103	1,918
2025年3月31日残高	△ 120	35,354	202	202	35,557

〔個別注記表〕

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式……………移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①仕掛品……………個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

②原材料及び貯蔵品……………個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

①建物及び構築物……………定額法

②工具、器具及び備品……………定率法

(ただし特定の契約に基づく専用設備は定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～24年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

①自社利用のソフトウェア……………社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

②市場販売目的のソフトウェア……………見込販売本数に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額
見込有効期間は3年以内であります。

③その他の無形固定資産……………定額法

(3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 少額減価償却資産……………取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却

(5) 長期前払費用……………定額法

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 受注損失引当金……………受注制作のソフトウェア開発のうち、将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、発生が見込まれる損失額を計上しております。
- (3) 賞与引当金……………従業員の賞与の支出に備えるため、翌事業年度の賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分の金額（実際支給見込基準）を計上しております。
- (4) 役員賞与引当金……………役員賞与の支出に備えるため、翌事業年度の役員賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分の金額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産（退職給付信託）の見込額に基づき計上しております。
①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (6) 役員退職慰労引当金……………執行役員等の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 受注制作のソフトウェア開発

受注制作のソフトウェア開発では、主に公共分野や民間分野での受注制作によるソフトウェアの開発、提供を行っております。

履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合は、その進捗を発生したコストに基づくインプット法（原価比例法）により見積り、収益を認識しております。また、進捗度を合理的に見積ることができないが、履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

(2) サービスの提供

サービスの提供では、主に公共分野での運用処理、システム保守、民間分野での準委任契約等によるシステム開発、運用処理等を行っております。

サービスの提供の内、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するサービスでは、契約に基づきサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務提供期間にわたり顧客との契約において約束された金額を契約に基づき按分して収益を認識しております。

また、サービスの時間、期間、処理量等に基づき現在までに履行が完了した部分の対価を顧客から受け取る権利を有している場合には、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

(3) 情報機器等販売

情報機器等販売では、主に公共分野や民間分野での情報機器販売、ソフトウェア販売等を行っております。

情報機器等販売では、製品を顧客へ引き渡し後、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額を退職給付引当金に計上しております。

会計上の見積りに関する注記

受注制作のソフトウェア開発の原価総額の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高のうち、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ること
ができる場合に、その進捗を発生したコストに基づくインプット法
(原価比例法)により見積って収益を認識した金額

4,961百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

連結注記表に注記している事項と同一であるため記載を省略しています。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

2,921百万円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権

86百万円

短期金銭債務

317百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

関係会社に対する売上高

227百万円

関係会社からの仕入高

3,304百万円

関係会社とのその他の営業取引高

389百万円

関係会社との営業取引以外の取引高

701百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式(注) 1, 2	96, 727	18, 092	15, 132	99, 687

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加18, 092株は、譲渡制限付株式の無償取得による増加16, 554株及び単元未満株式の買取りによる増加1, 538株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少15, 132株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少15, 112株及び単元未満株式の売渡しによる減少20株であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
棚卸資産	57百万円
賞与引当金	239百万円
未払事業税	42百万円
減価償却超過額	158百万円
土地等減損損失	6百万円
投資その他の資産	148百万円
退職給付引当金	2, 467百万円
役員退職慰労引当金	4百万円
繰越欠損金	7百万円
その他有価証券評価差額金	114百万円
その他	131百万円
小計	3, 376百万円
評価性引当額	△ 178百万円
	3, 198百万円
繰延税金負債	
資産除去債務	△ 19百万円
その他有価証券評価差額金	△ 149百万円
	△ 169百万円
繰延税金資産（負債）の純額	
繰延税金資産	3, 028百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：百万円)

属性	会社等の 名称	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	株式会社アイネスリレーションズ	所有 直接100.0%	業務の委託 役員の兼任	資金の借入の返済 (注) 1	1,000	短期借入金	—
子会社	株式会社アイネステクノロジーズ	所有 直接100.0%	業務の委託 役員の兼任	資金の借入の返済 (注) 1	600	短期借入金	—

(注) 1. 利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保の差入はありません。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表に注記している事項と同一であるため記載を省略しています。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額

1,709円46銭

1 株当たり当期純利益

136円19銭